

報道発表資料

令和8年1月20日

独立行政法人 国民生活センター

相談解決のためのテスト実施状況（2025年度第3四半期）

2025年度第3四半期（10月～12月）は、消費生活センター等からの依頼に基づいて、26件の商品テストを実施しました。

1. 実施件数の年度別推移

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025(※)
件数	154	182	130	114	112	80

(※) 12月末日までの累計

2. 商品分類別実施件数

商品分類	食料品	住居品	光熱水品	被服品	保健衛生品	教養娯楽品	車両・乗り物	土地・建物・設備	その他	計
件数	1	18	0	2	1	3	1	0	0	26

(※) 第3四半期の実施案件の分類

3. 商品テスト結果の概要一覧

*掲載されている商品テスト結果は、消費生活センター等が行う商品に関する消費生活相談処理を支援するため、依頼に基づいて実施したもので。詳細についてはお問い合わせいただいても回答致しかねます。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
1	ワインの瓶	ワインをワインオープナーで開けたところ、ワインの瓶が割れ、手にけがを負った。瓶が割れた原因を調べてほしい。	苦情品は、破壊起点周辺に局所的な衝撃力が加わった痕跡がみられたことから、開栓の際にコルクせん抜き（スクリュー）が口部の内側に接触した状態で応力が加わったことにより、破壊に至ったものと考えられた。なお、苦情品に成形工程で生じる可能性のある残留熱ひずみはみられなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
2	電気ケトル	電気ケトルを使用して いたところ、台座から 発煙した。商品に問題 がないか調べてほしい。	苦情品は、電源プレート内において、電源コードと回路基板を接続する端子の接触不良が発生して発熱し、基板が焦げたことで発煙したものと考えられた。電源プレート内部や焼損部付近に水分の介在、電線の固定部が脱落した痕跡はみられなかったことから、端子の異常やはんだ不良等の接触不良の要因があったものと考えられたが、焼損が著しく、原因の特定には至らなかった。
3	調理器具	綿 100% と表示された 調理器具を購入した が、綿 100% とは思え ない。表示に問題がな いか調べてほしい。	苦情品および苦情同型品の部品について、JIS に基づく纖維混用率試験を実施した結果、いずれもポリエステル 100% であった。パッケージには綿 100% と表示されており、実際の材質とは異なって いたことから、景品表示法上問題となるおそれがあつた。また、家庭洗濯等取扱方法の表示について、縫い付けラベルとパッケージで内容に差異があつた。
4	電気掃除機（ロボット型）	電気掃除機（ロボット型）の充電ステーションを置いていた床にカビが生えていた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の吸引掃除および床拭き掃除の基本動作に異常はみられず、水漏れ等は確認されなかつたが、広範囲の床拭き掃除を動作させた後では、本体上面のモップパッドプレートに水がたまることがあつた。動作後、苦情品本体が充電のために充電ステーションへ戻った際、傾斜した状態になることから、モップパッドプレートにたまつた水が床面に滴り落ち、床面を湿潤させた可能性が考えられた。
5	衣類乾燥除湿機	衣類乾燥除湿機の除湿 した水をためるタンク の取っ手が破損した。 タンクを交換したが、 同様に破損した。商品 に問題がないか調べて ほしい。	苦情品のタンクの取っ手は、破断面にラチエットマークやビーチマークが見られたことから、繰り返しの応力によって疲労破壊したものと考えられた。しかし、苦情同型品のタンクに約 18 kg の負荷をかけて振り子のように動かす操作を行つても苦情品のような破損は再現しなかつた。また、苦情品のタンクに見られた複数箇所の亀裂の破断面では一部に鏡面状が見られ、苦情品本体の冷却器に付着していたほこりの塊やタンクの内壁面に付着していた汚れには油脂系の成分が含まれていたことから、油分の付着に起因したソルベントクラックが生じた可能性が考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
6	除湿機	除湿機から水が漏れる。水が漏れる原因を調べてほしい。	苦情品を用いて一定条件で繰り返し動作確認を行ったが水漏れは発生しなかった。一方、水タンクが満水の際に移動させた場合や、フロートが引っかかり満水状態が検知できない場合、水タンク格納部下部の切り欠き部から水漏れが発生した。したがって、これらが水漏れの一因となった可能性が考えられたが、繰り返し動作確認を行っても異常は再現せず、筐体（きょうたい）外側いずれの箇所にも水漏れの痕跡はみられなかったことから、原因の特定には至らなかった。
7	冷風機	冷風機を使用したところ、温風が出た。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は噴霧した水の気化熱による送風の冷却をうたった商品であり、温度測定の結果、噴霧口付近の温度は動作開始直後に低下したもの、その後は緩やかに上昇する様子がみられた。また、本体から30cm前方の温度や室温についても温度が上昇する傾向がみられ、運転による本体の発熱に伴う水の温度上昇が影響しているものと考えられた。なお、外箱には「夏は涼しく、冬はうるおう。」等の表示のほか、販売サイトにおいては、消費者にエアコンのような冷房効果があるとの誤解を与えるおそれがある表示もみられた。
8	椅子	椅子の座面を押さえると四隅に突起のようなものがある。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品の座面を押された際に四隅に感じられた突起は、座面の裏面からねじを挿入するための深ざぐりが深くまで加工されていたため、ねじ先が上方向に突き出していることによるものであった。なお、苦情品のロット番号の下4桁には「2023」、「2024」の2種類が見られ、「2024」と表記されていたものは、深ざぐりの加工が浅く、座面からのねじ先の突き出し量が明らかに小さかったことから、改善が図られた可能性が考えられた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
9	椅子	椅子を使用中にリクリニングしたところ、背もたれの固定部が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、背もたれのナットおよびボルト先端のねじ山がつぶれていたことや、背もたれの座面と接する面に、座面側のプレート端部の角が接触したと思われる変形が見られたことから、背もたれを固定するボルトが緩んだ状態で使用されていたことにより、ナットを介して破損部に力が集中し、破断に至ったものと考えられた。しかし、苦情同型品を入手することができず、強度や耐久性について確認することはできなかった。
10	椅子	椅子に座っていたところ、座面を支える部材（座枠）が破損した。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、破断した座枠の接合部に接着剤が適切に塗布されていなかったほか、相談者が同時期に購入した苦情同型品を用いて JIS S 1203:1998「家具—いす及びスツール—」の定める脚部の静的側方強度試験を行ったところ、前脚と前座枠にすき間が生じた。これらのことから、苦情品は本体の強度が不足していたことが破損の一因となった可能性が考えられた。
11	珪藻土（けいそうど）マット	珪藻土（けいそうど）マットにアスベストが入っていないか調べてほしい。	苦情品からは、アスベストは検出されなかった（検出下限値：0.1%）
12	LED シーリングライト	LED シーリングライトから白煙が出た。白煙が出た原因を調べてほしい。	苦情品にみられた白煙は、電源基板上に実装された電解コンデンサの1つが膨張し、圧力弁から噴出した内部の電解液であると考えられた。苦情品は、電源投入直後からこの電解コンデンサに異常電圧が印加されており、過電圧により膨張、破裂したものと考えられた。しかし、周辺の部品を交換しても異常は解消されず、故障の一因として、コンデンサの個体不良や経年劣化に伴う容量低下、回路の発熱による影響等が考えられたが、原因の特定には至らなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
13	LED シーリングライト	LED シーリングライトから発煙した。発煙した原因を調べてほしい。	苦情品にみられた発煙は、電源基板上に実装された電解コンデンサが膨張し、圧力弁から噴出した内部の電解液によるもの、およびその周辺回路のチップ抵抗が損傷し、電源基板のケースが焦げたことによるものと考えられた。苦情品は、上記のほかスイッチング素子も短絡故障しており、いずれも同じ電源ライン上で発生していることから、電解コンデンサの容量抜けに起因して周辺の素子が連鎖的に損傷し、最終的に抵抗が切れて電流が流れなくなったことで事象が収まったものと考えられた。故障の一因として、コンデンサの個体不良や経年劣化に伴う容量低下、回路の発熱による影響等が考えられたが、原因の特定には至らなかった。
14	LED センサーライト	LED センサーライトが早期に故障するため、光源に LED が使用されていないように思う。LED を使用しているか調べてほしい。	苦情品は、光源に LED が使用されていた。なお、苦情品のランプには複数の LED チップが直列に接続されており、一部が故障したことで全体が点灯しなくなっていた。
15	ポータブルソーラーパネル	ポータブルソーラーパネルを使用したところ、充電できなくなり、発熱、異臭が生じている。充電できなくなった原因を調べてほしい。	苦情品は、ソーラーパネルの電力変換ユニット内部の DC-DC コンバータ IC が焼損しており、USB 出力等に接続した機器への充電ができなくなっていた。また、ソーラーパネルに太陽光が当たった際、変換ユニットに電力が供給されると、この IC が内部短絡等の故障により異常発熱し、異臭を生じたものと考えられた。なお、焼損した IC には、過電流や過電圧に対する保護機能が搭載されていたが、焼損した原因の特定には至らなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
16	枝切チェーンソー	枝切チェーンソーの電源が入らなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、バッテリーが各セルの電圧を均等に保ちながら充電を行うバランス充電を採用していないかったことに加え、長期間使用されなかつたため、バッテリーの劣化、自己放電が進み、安全のための保護機能によって充電が停止し、使用できなくなったものと考えられた。なお、同梱（どうこん）されていた充電器、バッテリーにはPSEマークが表示されていたが、充電器は電気用品安全法上の技術基準に適合しておらず、バッテリーは同法の規制の対象外であるものと考えられた。
17	除湿剤	引き出しに入っていた除湿剤から液漏れした。液漏れした原因を調べてほしい。	苦情品は、除湿によって生じた潮解液を貯留するパックに亀裂があったため、液漏れしたものと考えられた。パックに亀裂が発生した要因として、パックを収納する際に容器のリブに干渉したことや、リブに見られたバリが影響した可能性が考えられたが、どの時点で亀裂が発生したのか特定はできなかった。
18	鉄筋カッター	鉄筋カッターを使用したところ、切断できなくなった。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は鉄筋の切断時に挟み込む1組の刃がそれぞれ破損等していたが、その破断面は破断後の保管環境に起因して生じた腐食等がみられ、破損原因の特定には至らなかった。苦情同型品を用いた鉄筋の切断テストでは動作に異常はみられず、刃の破損も生じなかったほか、硬さ試験、金属組織観察でも異常はみられず、商品に問題があるとはいえないなかった。
19	防虫剤	防虫剤を使用したところ、体調を崩した。表示された防虫成分（プロフルトリン）が含まれているか調べてほしい。	苦情同型品を用いて防虫剤の成分を調べたところ、表示されていたプロフルトリンが含まれていた。
20	シャツ	綿、麻との組成表示があるシャツを洗濯機で洗ったところ、思っていたより縮んだ。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情同型品は洗濯表示に従って洗濯・乾燥した場合でも、横方向に大きく収縮する傾向があり、JISの基準は逸脱していたものの、繊維製品の試験機関の品質基準には収まるものであった。また、繊維の組成表示に問題はみられなかった。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
21	冷感ベスト	水の気化熱による冷却効果をうたったベストを着用したが、効果が感じられない。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のパッケージには、注入する水により冷却効果が得られる旨の表示がみられ、サーマルマネキンを使用した温度測定を実施したところ、水を注入した苦情品を着用して1~2時間経過した時点のマネキン表面温度は、着用しない場合と比べて1~2°C程度低くなった。一方、苦情品のウェブサイトにみられた記載とサーマルマネキンを用いたテストでみられた温度変化とは乖離（かいり）があった。ただし、ウェブサイトに詳細な試験条件は記載されておらず、実際に着用した際にウェブサイトに記載されたとおりの冷却効果が得られるかは不明であった。
22	眼鏡	眼鏡が約1年の間に3回破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品にはき裂の発生原因となるような打痕や局所的な変形はみられなかつたが、装着や取り外し、持ち運び時に加わる荷重等によりき裂が発生及び進展し、前側が先に破断した後、後側が破断に至つたものと考えられた。なお、苦情同型品について、JIS B 7285「眼鏡フレーム」に基づく耐久性テストを行つたが破損は認められず、商品の強度に問題があるとはいえない。
23	スマートフォン	スマートフォンの折りたたみ部分と画面が破損した。破損した原因を調べてほしい。	苦情品は、ヒンジ部に何らかの外力が作用し、ヒンジ部の金具や部品が脱落、干渉したことで破損し、開閉が正常に行えなくなったことに加え、その影響でディスプレイも損傷して表示不良に至つたものと考えられた。また、保護フィルムはヒンジ部に異常が生じた状態で開閉が繰り返されたことで、通常より屈曲動作が大きくなり、剥がれた可能性が考えられた。苦情品の筐体には打痕がみられたことから、何らかの衝撃が加わったことや、相談者が苦情品を開く際の癖、商品の個体差などが故障に関係している可能性が考えられたが、相談者からの申し出情報に対して5倍程度の回数を実施した苦情同型品の開閉耐久試験で、故障の兆候は確認できず、原因の特定には至らなかつた。

No.	商品名	目的	商品テスト結果の概要
24	エアーソフトガン	エアーソフトガンを使用していたところ、弾が発射できなくなつた。発射できなくなつた原因を調べてほしい。	苦情品はモータ先端に取り付けられた歯車と、機関部内の歯車とのかみ合わせが浅かつたことで、それぞれの歯が損傷し、モータの動力を伝えられなくなり、弾が発射できなくなつたと考えられた。
25	磁石	磁石を吸着させたところ、細かく碎けた。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品は、粉状の材料を成形し焼結したもので衝撃には弱く、磁石同士が吸着した際の衝撃により破損したものと考えられた。なお、2種類の苦情品のどちらのパッケージにも吸着により磁石が破損する可能性がある旨の注意表示が見られなかつた。
26	電動アシスト自転車	電動アシスト自転車に乗車中、バスケットが突然外れ、前輪にひっかかり急停止し、けがをした。商品に問題がないか調べてほしい。	苦情品のフロントキャリアは、ホークシステムの下端に固定するステーにき裂が生じ、使用に伴つて進展し、最終的に破断したことでバスケットが左右のホーク足に固定される部分を軸に前方向に回転して前車輪のタイヤと接触し巻き込まれたものと考えられた。なお、ステーにき裂が生じた原因是、バスケットに事故よりも前に生じたと思われる打痕や擦過痕のほか、ステーに変形がみられたことから、事故よりも前にバスケットに何らかの大きな外力が加わったことによるものと考えられた。

本件問い合わせ先

商品テスト部 042-758-3165